

議第 22 号

三条市手数料条例の一部改正について

三条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年12月7日提出

三条市長 滝 沢 亮

記

三条市手数料条例の一部を改正する条例

三条市手数料条例（平成 17 年三条市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項中第 28 号を第 30 号とし、第 11 号から第 27 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 2 号を加える。

(11) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（市長の定める電子情報処理組織を使用する方法により請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。） 1 件につき 400 円

(12) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（市長の定める電子情報処理組織を使用する方法により請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。） 1 件につき 700 円

別表 7 の項第 2 号の表法第 11 条第 1 項前段の規定による設置の許可（以下この号において「設置の許可」という。）の項中「1,180,000 円」を「1,450,000 円」に、「1,410,000 円」を「1,720,000 円」に、「1,590,000 円」を「1,920,000 円」に、「1,950,000 円」を「2,360,000 円」に、「2,270,000 円」を「2,740,000 円」に、「4,550,000 円」を「5,640,000 円」に、「5,820,000 円」を「7,240,000 円」に、「7,070,000 円」を「8,790,000 円」に改め、別表 7 の項第 4 号の表高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下この号において「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による高圧ガスの製造の許可の項中

「

法第 5 条第 1 項第 1 号	処理容積が 1,000 万立方メートル以 上の設備	1 件につき 91,000 円
に該当する 者であって	処理容積が 500 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満の設備	1 件につき 75,000 円

を

移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備	1 件につき 60,000 円
	処理容積が 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備	1 件につき 44,000 円
	処理容積が 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満の設備	1 件につき 27,000 円
	処理容積が 2 万 5,000 立方メートル 以上 10 万立方メートル未満の設備	1 件につき 21,000 円
	処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備	1 件につき 16,000 円
	処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備	1 件につき 13,000 円
	処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	1 件につき 11,000 円
	処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	1 件につき 7,400 円

」

「

法第 5 条第 1 項第 1 号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法	1 件につき 6,000 円
---	----------------

に

律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者に限る。）		
法第 5 条第 1 項第 1 号	処理容積が 1,000 万立方メートル以 上の設備	1 件につき 91,000 円
に該当する 者であって	処理容積が 500 万立方メートル以上 1,000 万立方メートル未満の設備	1 件につき 75,000 円
移動式製造 設備のみを	処理容積が 100 万立方メートル以上 500 万立方メートル未満の設備	1 件につき 60,000 円
使用して高 圧ガスの製	処理容積が 50 万立方メートル以上 100 万立方メートル未満の設備	1 件につき 44,000 円
造をするも の（当該移	処理容積が 10 万立方メートル以上 50 万立方メートル未満の設備	1 件につき 27,000 円
動式製造設 備について	処理容積が 2 万 5,000 立方メートル 以上 10 万立方メートル未満の設備	1 件につき 21,000 円
液化石油ガ スの保安の	処理容積が 5,000 立方メートル以上 2 万 5,000 立方メートル未満の設備	1 件につき 16,000 円
確保及び取 引の適正化	処理容積が 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満の設備	1 件につき 13,000 円
に関する法 律第 37 条	処理容積が 200 立方メートル以上 1,000 立方メートル未満の設備	1 件につき 11,000 円

<p>の4第1項 の許可を受 けた者を除 く。)</p>	<p>処理容積が 100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備</p>	<p>1 件につき 7,400 円</p>
--	---	-----------------------

」

改め、同表法第 20 条第 1 項の規定による高圧ガスの製造のための施設の完成検査の
項中「(昭和 42 年法律第 149 号)」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 2 の項中第 28 号を第
30 号とし、第 11 号から第 27 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に 2 号を加え
る改正規定は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議第 22 号参考

三条市手数料条例（抜粋）

別表（第2条関係）

7 消防本部関係

(2) 危険物に関する事項

<p>法第11条第1項前段の規定</p>	<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの）</p>	<p>1,180,000円</p>
<p>による設置の許可</p>	<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの）</p>	<p>1,410,000円</p>
<p>この号において「設置の許可」と</p>	<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの）</p>	<p>1,590,000円</p>
<p>いう。）</p>	<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの）</p>	<p>1,950,000円</p>
	<p>浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵</p>	<p>2,270,000円</p>

最大数量が 10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満のもの)	
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が 20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満のもの)	4,550,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が 30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満のもの)	5,820,000 円
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が 40 万キロリットル以上のもの)	7,070,000 円

(4) 高圧ガスに関する事項

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この号において「法」という。)第5条第1項の規定	法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	1件につき 91,000 円
		処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	1件につき 75,000 円
		処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	1件につき 60,000 円

定による高 圧ガスの製 造の許可	造をするも の	処理容積が 50 万立方メー トル以上 100 万立方メー トル未満の設備	1 件につき 44,000 円
		処理容積が 10 万立方メー トル以上 50 万立方メー トル未満の設備	1 件につき 27,000 円
		処理容積が 2 万 5,000 立方 メートル以上 10 万立方メ ートル未満の設備	1 件につき 21,000 円
		処理容積が 5,000 立方メー トル以上 2 万 5,000 立方メ ートル未満の設備	1 件につき 16,000 円
		処理容積が 1,000 立方メー トル以上 5,000 立方メー トル未満の設備	1 件につき 13,000 円
		処理容積が 200 立方メー トル以上 1,000 立方メー トル未満の設備	1 件につき 11,000 円
		処理容積が 100 立方メー トル以上 200 立方メー トル未満の設備	1 件につき 7,400 円
		法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための	

施設の完成検査

よる高圧ガスの製造の許可の項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額（法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）

令和5年度三条市一般会計補正予算

令和5年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,157,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,849,148千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月7日提出

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 6,541,904	千円 846,535	千円 7,388,439
	2 国庫補助金	2,181,101	846,535	3,027,636
16 県支出金		3,043,080	18,790	3,061,870
	2 県補助金	1,061,034	18,790	1,079,824
19 繰入金		8,056,739	25,923	8,082,662
	1 基金繰入金	8,055,209	25,923	8,081,132
22 市債		4,147,674	266,200	4,413,874
	1 市債	4,147,674	266,200	4,413,874
歳 入 合 計		53,691,700	1,157,448	54,849,148

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 14,807,465	千円 568,612	千円 15,376,077
	1 社会福祉費	7,030,709	568,612	7,599,321
8 土木費		5,742,918	588,836	6,331,754
	2 道路橋梁費	2,463,457	527,638	2,991,095
	4 都市計画費	2,258,805	61,198	2,320,003
歳 出 合 計		53,691,700	1,157,448	54,849,148

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	37,688
		道路改良事業	330,000
		橋梁維持事業	28,200
		消雪施設整備事業	131,750
	4 都市計画費	田島曲渕線道路改築事業	61,198

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市道整備費	千円 913,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により、据置期間中であっても繰上償還をし、償還期限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。	千円 1,148,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により、据置期間中であっても繰上償還をし、償還期限を短縮し、又は低利債に借換えすることができる。
都市計画費	104,400				134,900			

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	6,541,904	846,535	7,388,439
16 県支出金	3,043,080	18,790	3,061,870
19 繰入金	8,056,739	25,923	8,082,662
22 市債	4,147,674	266,200	4,413,874
歳入合計	53,691,700	1,157,448	54,849,148

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	14,807,465	568,612	15,376,077
8 土木費	5,742,918	588,836	6,331,754
歳 出 合 計	53,691,700	1,157,448	54,849,148

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	地方債	その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
549,822			18,790
315,503	266,200		7,133
865,325	266,200		25,923

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金（補正額 846,535千円：補正後の額 7,388,439千円）

2 項 国庫補助金（補正額 846,535千円：補正後の額 3,027,636千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	693,809	531,032	1,224,841
4 土木費国庫補助金	654,886	315,503	970,389
計	2,181,101	846,535	3,027,636

1 6 款 県支出金（補正額 18,790千円：補正後の額 3,061,870千円）

2 項 県補助金（補正額 18,790千円：補正後の額 1,079,824千円）

2 民生費県補助金	603,106	18,790	621,896
計	1,061,034	18,790	1,079,824

1 9 款 繰入金（補正額 25,923千円：補正後の額 8,082,662千円）

1 項 基金繰入金（補正額 25,923千円：補正後の額 8,081,132千円）

1 財政調整基金繰入金	7,912,169	25,923	7,938,092
計	8,055,209	25,923	8,081,132

2 2 款 市債（補正額 266,200千円：補正後の額 4,413,874千円）

1 項 市債（補正額 266,200千円：補正後の額 4,413,874千円）

7 土木債	1,208,700	266,200	1,474,900
計	4,147,674	266,200	4,413,874

節		金 額	説	明
区 分				
1 総務管理費補助金	千円 531,032	531,032	物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金	千円 531,032
2 道路橋梁費補助金	284,904	284,904	社会資本整備総合交付金	284,904
4 都市計画費補助金	30,599	30,599	社会資本整備総合交付金	30,599

1 社会福祉費補助金	18,790	18,790	灯油購入費助成事業補助金	18,790

1 財政調整基金繰入金	25,923	25,923	財政調整基金繰入金	25,923

1 道路橋梁債	235,700	235,700	市道整備事業費充当債	235,700
3 都市計画債	30,500	30,500	都市計画事業費充当債	30,500

1 5 款 国庫支出金 1 6 款 県支出金 1 9 款 繰入金 2 2 款 市債

3 歳 出

3款 民生費（補正額 568,612千円：補正後の額 15,376,077千円）

1項 社会福祉費（補正額 568,612千円：補正後の額 7,599,321千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	千円 1,254,598	千円 568,612	千円 1,823,210	千円 549,822 国庫支出金 531,032 県支出金 18,790	千円	千円	千円 18,790
計	7,030,709	568,612	7,599,321	549,822			18,790

8款 土木費（補正額 588,836千円：補正後の額 6,331,754千円）

2項 道路橋梁費（補正額 527,638千円：補正後の額 2,991,095千円）

2 道路維持費	854,400	37,688	892,088	18,844 国庫支出金 18,844	18,800 市債 18,800		44
3 道路新設改良費	661,708	330,000	991,708	171,500 国庫支出金 171,500	158,500 市債 158,500		
4 橋梁維持費	72,706	28,200	100,906	15,510 国庫支出金 15,510	5,900 市債 5,900		6,790
6 雪害防除費	695,374	131,750	827,124	79,050 国庫支出金 79,050	52,500 市債 52,500		200
計	2,463,457	527,638	2,991,095	284,904	235,700		7,034

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
10 需用費	265	095 エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金給付事業費（福祉課）	531,032
11 役務費	1,440	10 消耗品費	50
12 委託料	4,332	10 印刷製本費	215
18 負担金、補助及び交付金	562,575	11 通信料	592
		11 手数料	843
		12 データ入力委託料	1,032
		12 業務システム開発等委託料	3,300
		18 エネルギー・食料品等価格高騰低所得世帯支援給付金	525,000
		097 生活困窮世帯灯油購入費助成事業費（福祉課）	37,580
		11 手数料	5
		18 生活困窮世帯灯油購入費助成金	37,575

14 工事請負費	37,688	010 道路維持費（建設課）	37,688
		14 工事請負費	37,688
12 委託料	95,000	020 道路改良事業費（建設課）	330,000
14 工事請負費	233,000	12 測量設計委託料	62,000
16 公有財産購入費	2,000	12 建物等調査委託料	1,000
		12 用地測量委託料	32,000
12 委託料	21,200	14 工事請負費	233,000
14 工事請負費	7,000	16 土地購入費	2,000
14 工事請負費	131,750	010 橋梁維持費（建設課）	28,200
		12 実施設計委託料	6,400
		12 道路橋基礎データ収集委託料	14,800
		14 工事請負費	7,000
		040 消雪施設整備費（建設課）	131,750
		14 工事請負費	131,750

3 款 民生費 8 款 土木費

8款 土木費（補正額 588,836千円：補正後の額 6,331,754千円）

4項 都市計画費（補正額 61,198千円：補正後の額 2,320,003千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 街路事業費	千円 195,000	千円 61,198	千円 256,198	千円 30,599 国庫支出金 30,599	千円 30,500 市債 30,500	千円	千円 99
計	2,258,805	61,198	2,320,003	30,599	30,500		99

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
12 委託料	2,000	010 田島曲洺線道路改築事業費（建設課）……………	61,198
		12 測量設計委託料	2,000
14 工事請負費	59,198	14 工事請負費	59,198

8款 土木費